

## 1. 法人税

- ❖ **2014年以前に設立されたが、まだ活動を開始しておらず、売上が発生していない投資プロジェクトには、政令・第218/2013/NĐ-CP号に基づく法人所得税優遇措置が適用される。**

法人税政策について、2024年1月10日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第116/TCT-CS号の内容は以下の通りである。

2007年以降に設立され、投資証明書（GCNĐT）を発給されたが、まだ活動を開始しておらず売上が発生しておらず、そして2014年1月1日以降に投資証明書の修正版が発給されている会社は、政令・第218/2013/NĐ-CP号の第15、16条に定められた法人所得税優遇措置を受けることができる。優遇措置の適用期間は、プロジェクトが収益を上げるようになった時点から適用される。

その他、税務総局は、倉庫およびヤードの賃貸活動や鋼材製品の販売活動、および燃料の販売活動が投資プロジェクトの投資活動に関連しない商業活動である場合、これらの活動からの収入に対する法人所得税優遇措置を受けることができない、と回答している。

- ❖ **追徴された輸入税と環境保護税は法人所得税を計算する際に損金算入費用として計算される。**

法人税を計算する際の損金算入費用の確定について、2023年12月20日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第5824/TCT-CS号の内容は以下の通りである。

税関機関の課税決定（脱税や詐欺行為に関して処罰されない）によって追徴された輸入税と環境保護税は法人税の課税所得の確定の際に損金算入ができない費用に属さない。

- ❖ **企業が支店に無利子または市場金利よりも低い金利で貸付を行い、この支店が法人所得税を独自に支払う場合、これは課税されるケースに属する。**

2023年8月25日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第3782/TCT-CS号の内容は以下の通りである。

信用機関法に基づいて活動していない企業が、不定期で他の組織に無利子、もしくは市場における規模や期限も鑑みて通常の金利よりも低い金利で貸し付けをしている場合（これには支店が独自の法人税を支払う企業の支店も含まれる）、これは

税管理法の規定に基づいて課税されるケースに属する。

## 2. 個人所得税

- ❖ **外国での強制保険に加入している外国人労働者に対するベトナムでの個人所得税の計算方法**

外国における強制保険の支払い項目に対する個人所得税政策について、2023年12月29日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第6002/TCT-DNNCN号の内容は以下の通りである。

企業内転勤で外国から派遣されベトナムで働く外国人労働者の収入で、ベトナムにある会社と外国にある会社の双方が外国人労働者に給与や報酬を支給し、外国にある会社が支払う外国で受け取る給与や賃金（外国における強制保険の支払い項目を含む）による所得部分がベトナムの会社によって完全に負担される場合、ベトナムでの個人所得税の計算時には、外国で支払われた外国における強制保険の支払い項目は控除されない。

## 3. 付加価値税

2023年12月4日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第5435/TCT-CS号によると、異なる消費税率が適用されているさまざまな種類の商品やサービスがある会社は、各商品やサービスに対して規定された消費税率ごとに消費税を申告しなければならない。税率を確定できない場合、会社は製造または販売する商品やサービスの中で最も高い税率を適用して消費税を計算し納付しなければならない。その他、減税期間中に工事の完了、設備の引き渡し、カテゴリー...など、期限のある建設や設置の活動に対しては、これらのケースは規定により付加価値税の減免が適用される（既にお金を領収したか否かは別しない）。

## 4. 外国契約者税

- ❖ **拡張投資プロジェクトに対する外国契約者税及び付加価値税還付**

拡張投資プロジェクトに対する外国契約者税及び付加価値税還付について、ロンアン省税務局発行のオフィシャルレター・第505/CTLAN-TTHT号の内容は以下の通りである。

インコタームズ 2020-DPU (DPU (=Delivered at Place Unloaded / 荷卸込持込渡し)) の配達条件に従って、ベトナムで実施されるサービスを含む商品の輸入に関して企業が外国契約者税を代わりに申告する対象に属する場合、外国人契約者税の計算の根拠は 2014 年 8 月 6 日付の税務省発行の通達・第 103/2014/TT-BTC 号の第 6、7、12、及び 13 条の規定に従って計算が実施される。

会社が拡張プロジェクト向けに輸入された商品、機器、設備から付加価値税が発生した場合、2022 年 7 月 29 日付の政令・第 49/2022/ND-CP 号・第 1 条、3 項の規定に基づき、新規プロジェクトに対する付加価値税還付の条件を満たせないが 2013 年 12 月 31 日付の通達・第 219/2013/TT-BTC 号の第 14 条および 2015 年 2 月 27 日付の通達・第 26/2015/TT-BTC 号の第 1 条、10 項の規定を満たす場合、付加価値税が控除される。

## 5. インボイス

### ❖ 不動産譲渡契約の解約または清算時には、電子領収書を発行する必要がある。

付加価値税の領収書の発行について、2024 年 1 月 4 日付、ビンフック省税務局発行のオフィシャルレター・第 25/CTVPH-TTHT 号の内容は以下の通りである。

会社が通達・第 39/2014/TT-BTC 号・第 16 条にある規定に基づいて家屋を販売する領収書を作成した場合、現在、会社と購入者が契約を解消し、不動産譲渡契約を清算させることに合意している場合、次の手続きが必要である。

- 明確な理由を記載した合意書を作成しなければならない。
- 政令・第 123/2020/ND-CP 号に添付されたフォーム第 04/SS-HĐĐT 号に基づいて税務局に通知する。
- 既に発行した領収書の代替えのための新しい電子領収書を作成及び電子領収書にデジタル署名する。

**お問合せ：**

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2      Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

[tran.mai.tuong.vy@kmc.vn](mailto:tran.mai.tuong.vy@kmc.vn)

Nguyen Van Mui

[nguyen.van.mui@kmc.vn](mailto:nguyen.van.mui@kmc.vn)

(日本語)

Le Quoc Duy

[le.quoc.duy@kmc.vn](mailto:le.quoc.duy@kmc.vn)

Nguyen Thi Thao Uyen

[nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn](mailto:nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。